

## 第5章 全体構想

### 5-1 土地利用の方針

---

#### ■ 中心市街地の活性化

- 川内駅周辺については、交通アクセス機能<sup>※1</sup>及び交通結節機能の向上、広域的な交流や各種情報発信など複合的な機能を持つコンベンション施設等の都市基盤整備を図るとともに、次世代エネルギーの持つ福祉・防災・環境等の機能を活かし、“北薩地域の陸の玄関”として質の高い都市機能の集積による拠点性の強化に努めます。
- コンパクトなまちづくりを基本とし、中心市街地については商業・業務施設を集積・集約させ、必要に応じて建築形態規制<sup>※2</sup>値の見直しを行う等により、土地の高度利用による都市機能更新を図りつつ、風格のある中心商業・業務地の形成と活性化を図ります。

#### ■ 沿道商業業務施設の適切な立地誘導

- 国道3号沿道については、住民の日常生活支援と地域内外の交流を促進するため、沿道型商業施設の進出状況や背後地の住環境との調和を図りつつ、健全な沿道型商業サービス地としての育成に努めます。
- その他の幹線道路沿道については、周辺住民の日常生活支援を主体とした沿道型商業サービス地としての育成に努め、商業施設や住宅地の開発動向を注視しつつ、必要に応じて建築形態規制値の見直しや用途地域の設定などを検討します。

#### ■ 地域の中心を担う市街地の機能更新と活力維持

- 樋脇、入来、東郷の地域の中心を担う市街地については、近隣住民の日常生活を支える商業・業務機能の集積を図り、周辺における快適な住環境の形成に寄与する各地域の拠点としての育成に努めます。
- 温泉等の地域資源を活かした商業地については、道路・公園等の基盤施設の整備を図りつつ、地域内のみならず来街者にとっても魅力ある観光・商業地としての育成に努め、活力ある商業地の形成を図ります。

#### ■ 既存工業地の有効活用

- 既存工業地については、周辺の住宅環境や自然環境との調和を図りながら、良好な工業地の維持・保全に努めます。
- 川内港周辺地区については、電力の安定供給基地として、また、川内港と南九州西回り自動車道を活かす流通・産業拠点としての基盤整備を図り、企業誘致を積極的に推進します。
- 準工業地域については、大規模集客施設立地の規制及び用途の純化<sup>※3</sup>を目的とした特別用途地区<sup>※4</sup>を指定しており、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 工場跡地の活用を検討するとともに、隣接する住宅地や山林などの周辺環境との調和に配慮し良

---

※1 (117 ページ)、※2 (116 ページ)、※3 (127 ページ)、※4 (122 ページ)

好な産業基盤の維持に努め、企業誘致を積極的に推進します。

#### ■川内港やインターチェンジ等の機能を活かした計画的な土地利用

- 南九州西回り自動車道薩摩川内都インターチェンジ周辺については、流通関連産業などの進出が予想されるため、適正な流通・業務地の育成に努めます。
- 南九州西回り自動車道薩摩川内高江インターチェンジ周辺については、周辺の豊かな自然環境と調和した流通・産業地区の形成を検討します。
- 南九州西回り自動車道薩摩川内水引インターチェンジ周辺については、川内港を利用した海上交通による中国・韓国・東南アジア方面等との海外貿易と連携した流通・産業地区の形成を図ります。
- 南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺については、適切な土地利用の規制・誘導により、交通利便性を活かした良好な住宅地の形成を図り、定住人口の増加に努めます。

#### ■中心市街地における利便性の高い住宅地の形成

- 川内駅周辺については、川内駅東口の交通結節機能の強化に向けた基盤整備と中心市街地に近接した利便性の高い住環境の形成を目的に、土地区画整理事業等の面的整備※5も含め、地区の実情に応じた効果的な手法を活用することにより、既成市街地の更新を促進します。

#### ■ゆとりある良好な住宅地の形成

- 中心市街地など生活利便の良い住宅地については、公共下水道の整備や都市型住宅の立地を促進するなど、生活環境の維持・向上を図ります。
- 土地区画整理事業や計画的な開発により、良好な都市基盤が整備されている住宅地や今後新たに整備・開発される住宅地については、次世代エネルギー等を用いた環境・福祉の充実を検討し、良好で潤いのある住環境の維持・向上を図ります。
- 今後計画的に宅地の利用増進を図っていく天辰第二地区等については、土地区画整理事業など面的整備手法の導入について地域住民の合意形成に努めるとともに十分な調査・検討のもと、高速交通体系を活かした通勤圏の拡大化に伴う定住人口の増加に対応した計画的で効率的な住宅地の形成を図ります。
- 交通利便が良いにもかかわらず都市基盤施設の整備が進んでいない等の市街地環境の改善が必要な地区については、十分な調査・検討を行ったうえで、地域住民の意向等を確認するとともに、交通利便を活かした定住人口の増加の受け皿となる良好な住宅市街地に向けた市街地環境の改善、または新たな市街地の形成に向けた事業や制度等の導入を検討します。
- 低層住宅※6を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。

#### ■既存の住宅地における住環境の改善

- 基盤未整備地区については、災害時の影響を考慮し、空き家対策、建築物の耐震化、道路境界からの建築物の後退による道路用地の確保と整備など、適切かつ安全な住環境の形成を図ります。

---

※5 (126 ページ)、※6 (122 ページ)

## ■無秩序な開発の抑制による低密な市街地の分散防止

- 用途地域縁辺部<sup>※7</sup>については、市街地への利便性の高い幹線道路沿いを中心に無秩序な農地の転用や小規模宅地開発などが見られることから、良好な田園景観や自然環境及び農地や樹林地の持つ遊水機能や保水機能<sup>※8</sup>などを保全するため、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、住環境の保全及び農地との共生を図るため、きめ細かな建築形態規制値の再検討など地域の実情に応じた新たな土地利用規制・誘導策の導入について調査・検討を行います。
- 各地域における主要幹線道路沿道などにある住宅地は、沿道景観や周辺住環境に支障のないものについては商業・業務機能の立地を許容し、利便性の高い複合的な住宅地の形成を図ります。
- 主要幹線道路や都市幹線道路<sup>※9</sup>の沿道及びこれらに近接する集落地については、無秩序な農地転用や小規模宅地開発などを抑制するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>※10</sup>に対応した道路や公園などの生活環境整備を進め、生活と一体となった田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- 郊外部の集落については、地区の特色ある風土や伝統を活かした住環境の維持・保全に努めるとともに、市街地への交通利便性及び生活排水処理対策の推進など都市的住環境の向上を図ります。

## ■良好な緑地や水辺、歴史的資産の保全と活用

- 市街地の背景となっている山地・丘陵地の緑については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めるとともに、市民に愛されるレクリエーションの場や暮らしに潤いを与える緑地として活用を図ります。
- 歴史的背景を有するシンボリックな山々については、その歴史・文化を後世に伝える場として保全・活用を図ります。
- 川内川をはじめとする市内を流れる河川や点在するため池の水と緑がもたらす潤いの水辺空間については、積極的な保全に努めて利活用を図ります。

## ■優良農用地及び農村集落の維持・保全

- 優良な農地については農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能<sup>※11</sup>の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- 小規模宅地開発などが著しい用途地域縁辺部については、無秩序な市街化を防止し、ゆとりのある住環境の維持及び農地との共生を図ります。
- インターチェンジ周辺については、特定用途制限地域を活用することにより、交通利便性を活かした適切な土地利用の誘導を図るとともに、今後新設予定の湯田西方インターチェンジ（仮称）周辺についても地区の特性を踏まえ、適切な土地利用の制限を誘導するための特定用途制限地域の導入に向けた調査・検討を行います。
- 既に農業生産基盤整備<sup>※12</sup>済みの農用地及び今後整備が見込まれる優良な農地については、農業施策との適正な調整・連携及び長期的視野に立った土地利用を進め、優良農用地の確保・保全に努めます。

---

※7 (127 ページ)、※8 (125 ページ)、※9 (122 ページ)、※10 (126 ページ)、※11 (117 ページ)、※12 (125 ページ)

○六次産業化※13の推進による新規作目や加工品の導入及び地域ブランド化※14、グリーンツーリズム※15や温泉熱利用など農業と他産業との新たな連携を考慮した活性化の調査・検討を進め、農用地の荒廃を防止するとともに、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。

---

※13 (127 ページ)、※14 (121 ページ)、※15 (116 ページ)



図 35 土地利用方針図



## 5 - 2 市街地整備の方針

---

### ■市街地開発における効果的な対応策の検討

○中心市街地については、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図るため、コンパクトなまちづくりの方針を基本としつつ、都市機能の集積・商業施設等の集約や土地の高度利用を進める手法の調査・検討に努めます。また、市街地再開発事業<sup>※16</sup>などの支援策については、事業の熟度に対応した検討を行います。

### ■土地区画整理事業完了地区における適切な建築誘導

○川内駅周辺については、良好な住環境の形成を目的とした公共下水道をはじめとする住環境改善に努めます。

○土地区画整理事業による基盤整備が完了している中郷地区、第二中郷地区については計画的な土地利用により、良好なまち並みの形成を図ります。

### ■土地区画整理事業の計画的な事業推進

○天辰第一地区、天辰第二地区においては土地区画整理事業により、道路・公園等の基盤整備と川内川の拡幅整備を併せて行い、効率的に新しい市街地の形成と快適で魅力的な住環境の整備を推進します。

○温泉場地区については、活力あるまちづくりを牽引していくべき地区として土地区画整理事業を推進し、地区内の幹線道路網、都市計画公園の整備、河川改修を実施するとともに、公共交通機能の向上、駐車場の確保、歩行者優先空間の整備や都市型文化施設<sup>※17</sup>などの集客施設の機能充実を促進し、安全で快適なにぎわいのある魅力的な市街地の形成を図ります。

### ■土地区画整理事業による整備の検討

○広域交通ネットワークの強化に伴い、市内の定住人口の増加が見込まれる地区においては、土地区画整理事業などの面的整備手法の導入による計画的な宅地供給について、地域住民の合意形成に努めつつ十分な調査・検討を進めます。

○市街地開発事業などの実施の際には、地区計画<sup>※18</sup>や建築協定<sup>※19</sup>などの市街地環境の保全・形成に関するルールを導入するなど、市街地の美しい景観形成を目指します。

### ■市街地開発における効果的な対応策の検討

○道路や公園等の都市施設が不十分な地区では、地域住民の意向を確認したうえで土地区画整理事業など面的整備手法や市街地環境の改善に資する制度等の活用等、地区の実情に応じた効果的な手法等について十分な調査・検討を進めます。

---

※16 (119 ページ)、※17 (122 ページ)、※18 (121 ページ)、※19 (116 ページ)

## ■川内川川内市街部改修と合わせた市街地の形成

○川内川の川内市街部改修に合わせ、“まちづくり”と“かわづくり”とが一体となり安全・安心な市街地の再生を図るため、住民とともに防災拠点等の整備も含めた“かわまちづくり※20”について調査・検討を行います。



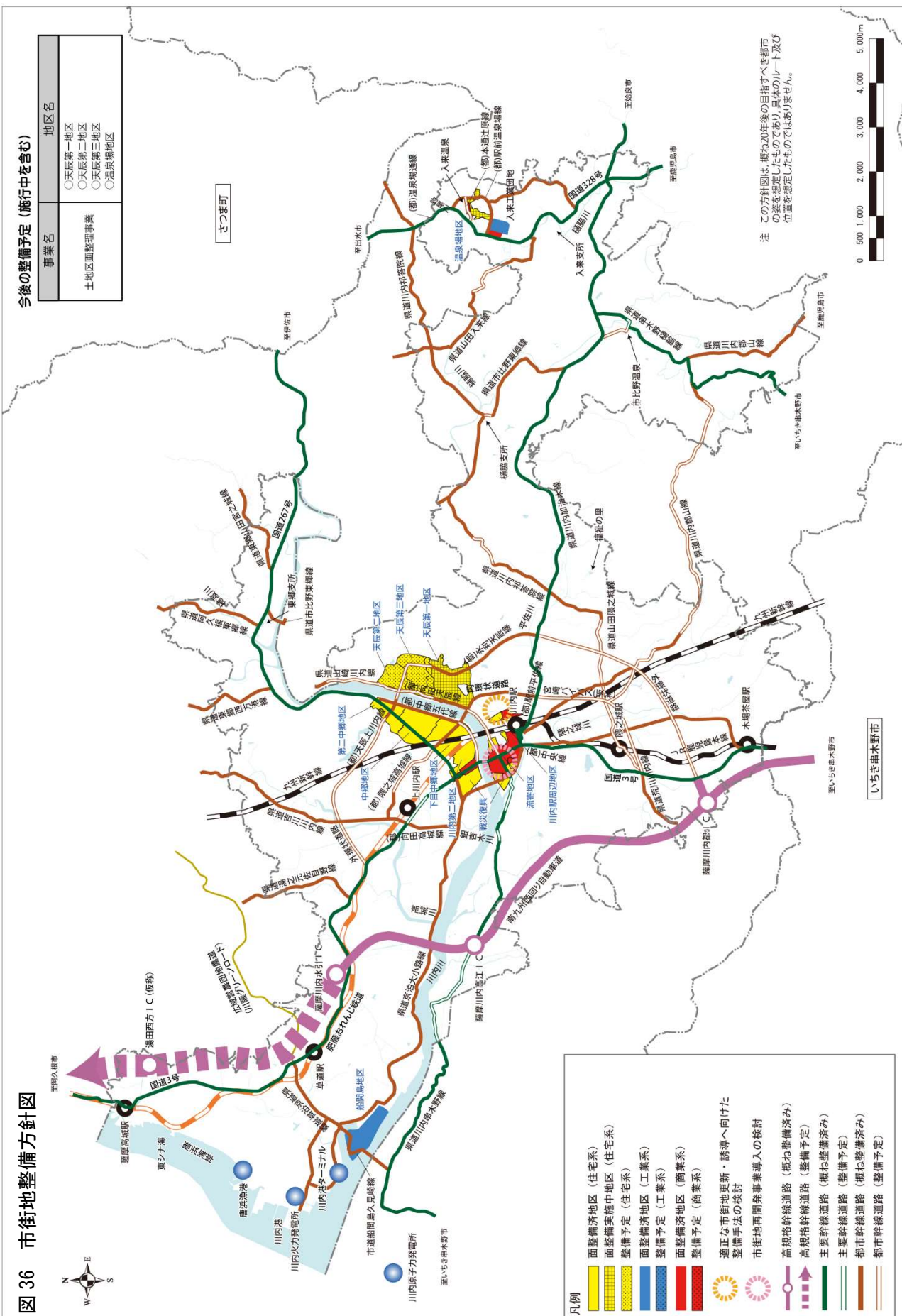
天辰第一地区土地区画整理事業（天辰町）



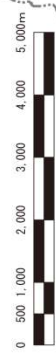
川内駅東口周辺の高度利用（平佐一丁目）



図 36 市街地整備方針図



注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。





## 5 - 3 都市施設（道路・交通）の方針

### ■「2環状8放射道路網」の構築促進による円滑な交通体系の実現

- 都市の骨格を形成するために主要幹線道路など周辺市町との連携を図り、中心市街地への交通アクセスの利便性を高める放射状の道路の整備を推進します。
- 市域内交通の分散化や円滑化、市街地の交通混雑解消及び周辺市町とのアクセス向上を目的として、交通需要<sup>※21</sup>の動向を勘案しつつ、環状道路の整備を推進します。

### ■地域公共交通ネットワークの強化

- 川内駅東口においては、広域的な交流が可能となった九州新幹線の利便性を活かすため、川内駅へのアクセス道路の検討と整備推進により、交通結節機能及び利便性の向上を図ります。
- 円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、コミュニティバス<sup>※22</sup>などの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。

### ■広域的な交流を促進する各拠点間のアクセス強化

- 南九州西回り自動車道各インターチェンジなど広域圏の交流を可能とする高規格幹線道路<sup>※23</sup>の整備促進を図るとともに、主要幹線道路や市街地（内環状道路）と各インターチェンジへの効果的な連携強化を図る路線の整備を推進します。
- 都市の骨格を形成するにあたっては、周辺市町と連携を図り、空港、鉄道駅、高速道路インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高める外環状道路をはじめとした主要幹線道路等整備の拡充・強化及び機能維持に努めます。
- 自動車交通、水上交通、鉄道交通など相互連携のもと、高速広域交通体系を軸とした道路ネットワークの構築を行い、快適交流拠点都市にふさわしい交通アクセスの強化・向上を図ります。
- 川内川川内市街部改修や土地区画整理事業等と連携した都市計画道路の整備を進め、周辺市町から本市中心市街地へ流入する交通量の分散化及び都市交通体系の充実を図ります。
- 川内原子力発電所や重要港湾川内港、唐浜臨海公園と国道3号との連携強化を図り、川内港を活用した産業振興及び観光面での地域振興を支援する路線の整備を推進します。
- 中心市街地と郊外部との連携強化を図る路線の整備を推進します。

### ■安全・安心な生活道路の改善・整備

- 日常交通の中心となる路線については、円滑な交通体系の検討とともに、交通施設の改善を図るため、交差点改良やユニバーサルデザインの考え方を基本にバリアフリー<sup>※24</sup>に配慮した歩道や自転車道の整備を推進し、住民が安全・安心・快適に利用できる道路空間の形成を図ります。
- 住民の生活において最も身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の实情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路などにおける歩道整備や段差の解消、ゾーン30対策<sup>※25</sup>による交通規制や道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。

※21 (117 ページ)、※22 (118 ページ)、※23 (117 ページ)、※24 (125 ページ)、※25 (120 ページ)

○LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。特に、国道3号では安全で美しい道路空間の創出のため、無電柱化や花壇などの景観整備を推進します。

### ■商業地における駐車場や駐輪場の整備

○自動車利用者の交通サービスと中心市街地での利便性の向上のため、公共と民間の役割分担により適切な駐車場の配置を図ります。特に、川内駅周辺については鉄道利用者への交通サービス施設としてパークアンドライド※26の実践と駅周辺の中心市街地活性化につながる公共駐車場・駐輪場の整備を図ります。

### ■道路等の長寿命化

○重要橋梁などの構造物の耐震点検などを踏まえた補強・架け替えを推進し、災害時の避難路や緊急輸送道路の確保により災害応急対策活動の強化を図ります。

○橋梁等については長寿命化修繕計画に基づき定期的な点検を実施し、予防保全型修繕※27による維持・管理に努めます。



薩摩川内都インターチェンジ（都町）



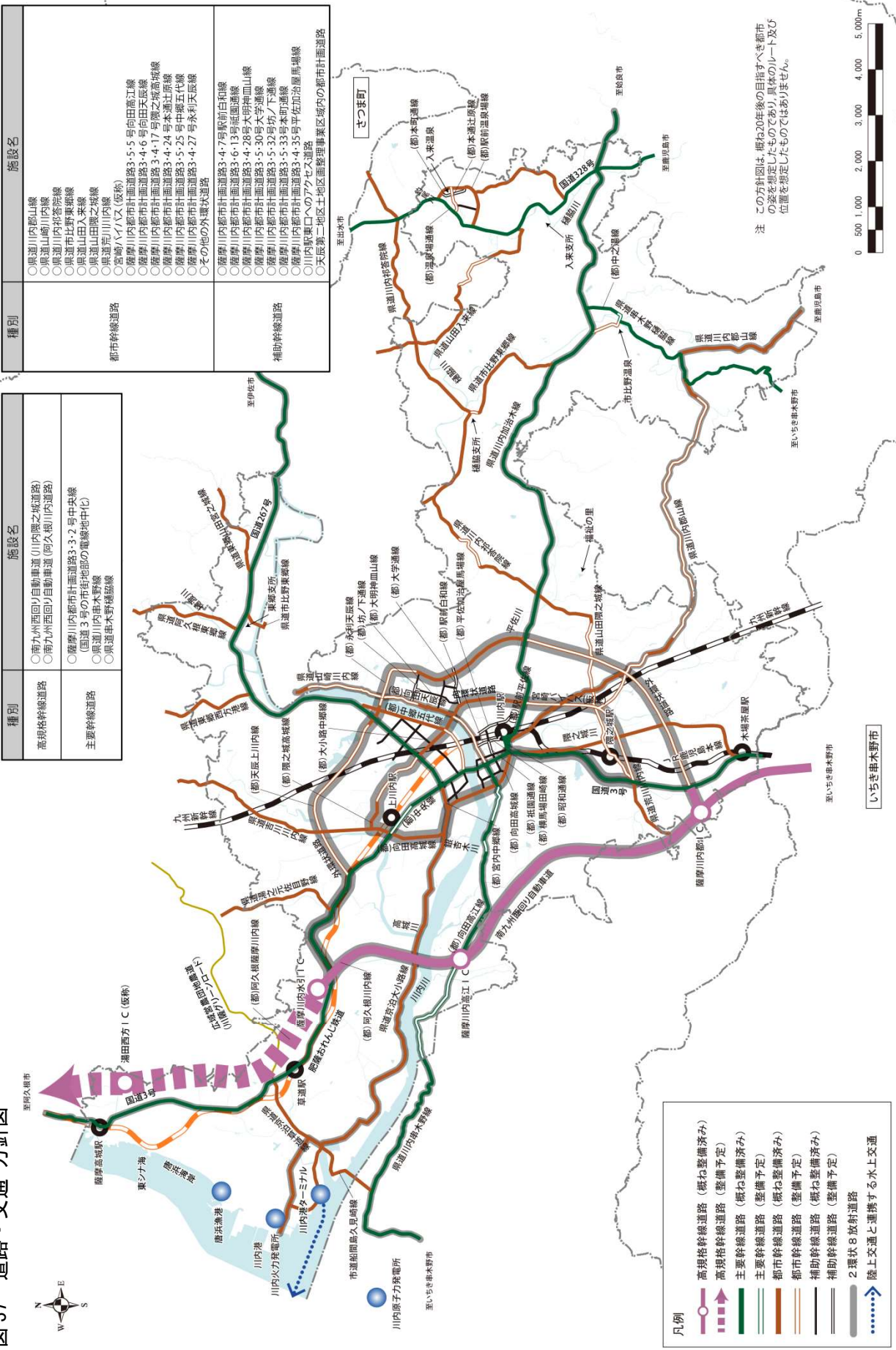
ゾーン30（宮内町）



川内駅西口駐車場（鳥追町）

※26 (125 ページ)、※27 (127 ページ)

図 37 道路・交通方針図



今後の整備予定（施行中を含む）

種別	施設名
高規格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南九州西回り自動車道(川内湾之城道路)</li> <li>○南九州西回り自動車道(阿久根川内道路)</li> </ul>
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(国道3号)の市街地部の電線地中化</li> <li>○県道川内車水野線</li> <li>○県道車水野通線</li> </ul>

種別	施設名
都市幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県道川内郡山線</li> <li>○県道山崎川内線</li> <li>○県道川内郡谷津線</li> <li>○県道市比野東線</li> <li>○県道山田入本線</li> <li>○県道山田渡之城線</li> <li>○県道荒川川内線</li> <li>○宮崎ハイパス(仮称)</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-5号向田高江線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-6号向田天長線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-17号鷹之城高城線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-30号本通北通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-32号坪ノ下通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-33号本町通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-35号平佐加治屋馬場線</li> <li>○川内駅東口のアクセス道路</li> <li>○天長第二地区土地区画整理事業区域内の都市計画道路</li> </ul>
補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-7号駅前白和線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-6-13号流園通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-28号大明神血山線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-30号大学通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-32号坪ノ下通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-5-33号本町通線</li> <li>○(府)川内都市計画道路3-4-35号平佐加治屋馬場線</li> <li>○川内駅東口のアクセス道路</li> <li>○天長第二地区土地区画整理事業区域内の都市計画道路</li> </ul>

注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。



いちいち車水野市

- 凡例
- 高規格幹線道路 (概ね整備済み)
  - 高規格幹線道路 (整備予定)
  - 主要幹線道路 (概ね整備済み)
  - 主要幹線道路 (整備予定)
  - 都市幹線道路 (概ね整備済み)
  - 都市幹線道路 (整備予定)
  - 補助幹線道路 (概ね整備済み)
  - 補助幹線道路 (整備予定)
  - 2環状8放射道路
  - 陸上交通と連携する水上交通



## 5 - 4 都市施設（公園・緑地）の方針

---

### ■身近な公園・広場の整備による公園不足地区の解消

- 薩摩川内市総合運動公園をはじめとする既存の都市公園の施設の充実を図るとともに、公園が不足している地区を中心に住民の身近な公園として街区公園※28を徒歩圏内に配置するなど、計画的かつ総合的な公園・緑地の整備について土地区画整理事業等と連携した推進を図ります。

### ■魅力的な水辺空間等の整備・活用

- 市内を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民が水辺に身近に親しめる場として親水性の維持・向上や親水空間※29づくりを図ります。
- 川内川が有する高水敷・水辺については、川内川河川整備計画に基づきスポーツや各種イベントの活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図ります。
- 川内川川内市街部改修においては、“安全で親しみやすい川内川”を目指して住民参加による“まちづくり”と一体となった整備の促進を図ります。
- 高城川や田海川など郊外におけるホタルの生息が見られる水辺環境は、市民の憩いや子ども達の自然観察・学習の場として適切に維持・管理に努め活用を図ります。

### ■災害時の避難場所や地域の防災活動の拠点となる公園・緑地の整備

- 避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。

### ■自然的・歴史的資産を活用した公園・緑地の維持・活用

- 緑豊かな山々や季節を彩る木々を有する公園や緑地については、自然の豊かさや美しさを身近に感じることができる貴重な場として適切な保全・整備を図るとともに、市内外の多くの人々が集うレクリエーションの場として活用を図ります。
- 東シナ海に臨む唐浜海岸については、美しい白砂青松の景観に配慮しつつ、海辺の自然とふれあうレクリエーション・レジャー空間づくりを推進します。
- 史跡や古墳、寺社や歴史的まち並み等の貴重な資産については、市内外の多くの人々がふれあえる場として適切な保全に努め活用を図ります。

### ■公園施設の適正な維持・管理と市民参画参加の推進

- 既設の公園については、アダプトプログラム※30や地域住民によるボランティア活動などの協力と公園施設長寿命化計画に基づく維持・管理に努めます。また、施設の老朽化や利用ニーズの多様化などに対応し、魅力ある公園として再整備を検討します。

---

※28 (115 ページ)、※29 (120 ページ)、※30 (114 ページ)



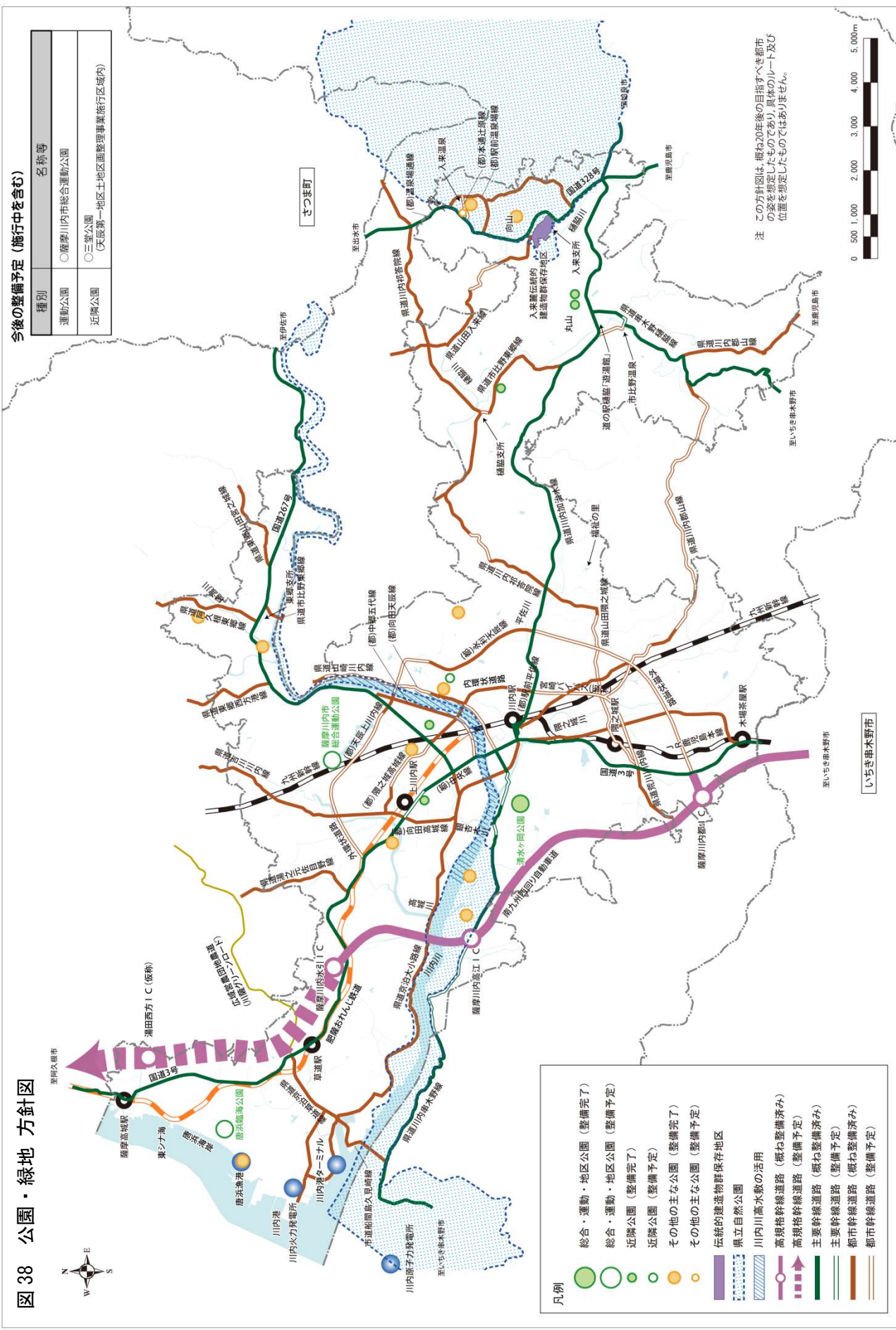


西開聞都市緑地〈人工草スキー場〉(西開聞町)



丸山公園 (樋脇町市比野)

図 38 公園・緑地 方針図



## 5 - 5 都市施設（その他）の方針

### ■地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備促進

- 公共下水道では「鹿児島県生活排水処理施設整備構想<sup>※31</sup>」に基づき市街地は集合処理区域<sup>※32</sup>と位置づけされており、今後も計画的に整備を進めることにより、生活環境の改善と公共用水域<sup>※33</sup>の水質保全に努めます。
- 川内処理区については、整備が完了し供用を開始した地区の加入促進を図るとともに、引き続き未整備区域の計画的な整備を図ります。
- 公共下水道事業計画区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- 集落排水等の集合処理区域については加入促進を図り、汚水処理施設の効率的な維持・管理に努めます。
- 宮里浄化センター<sup>※34</sup>等の汚水処理施設や既設の下水道管については、適正な管理を行い施設機能の維持に努めます。

### ■その他都市施設の長寿命化

- 川内クリーンセンターについては、ごみの減量化や分別徹底によるごみの再資源化と長寿命化計画に基づき施設機能の維持に努めます。
- 卸売市場については、南九州西回り自動車道を利用した高速輸送による流通圏の拡大に伴い、遠隔消費地<sup>※35</sup>にも対応した卸売市場として機能性の向上を図ります。
- 川内葬斎場については、長寿命化計画に基づき適正な管理を行い施設の機能の維持に努めます。
- ごみの減量化や再資源化をより一層進めるため、資源ごみの分別収集やリサイクルなどを市民との協働で推進し、環境負荷<sup>※36</sup>の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会の実現へ向けた情報提供により、意識の啓発を図ります。



宮里浄化センター（宮里町）

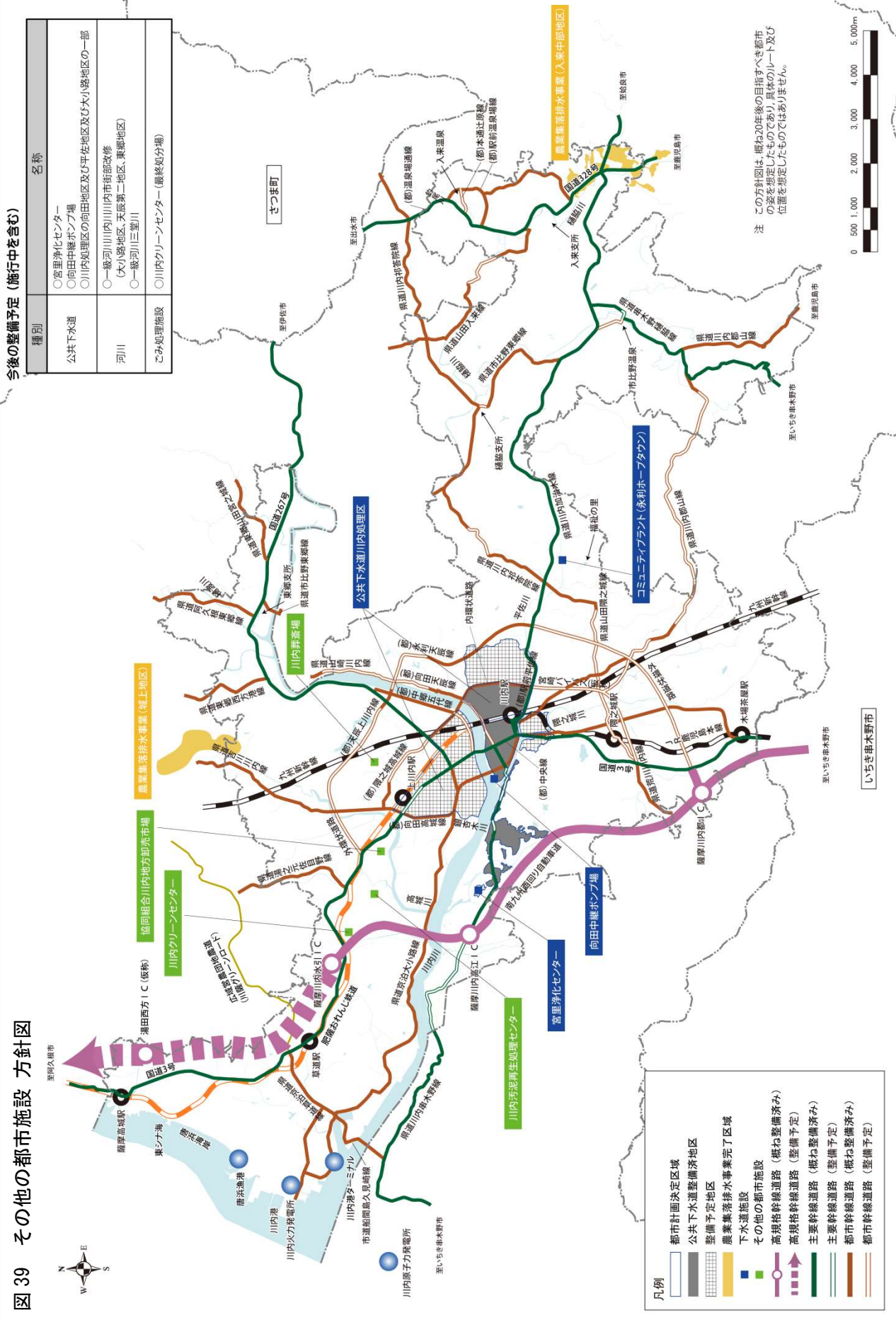


川内クリーンセンター（小倉町）

※31 (115 ページ)、※32 (119 ページ)、※33 (117 ページ)、※34 (126 ページ)、※35 (114 ページ)、※36 (115 ページ)



図 39 その他の都市施設 方針図





## 5 - 6 景観形成の方針

---

### ■「薩摩川内市ふるさと景観計画」における景観形成基本方針

- 大規模開発、防災復旧対策等に際して景観面での配慮を行い、自然景観を保全するとともに、自然景観を観光や学習の「活かした素材」として活用に努めることにより、多様で豊かな自然景観の保全と活用を図ります。
- 川内川を中心に広がる田園や海との関わりが感じられるまち並みや緑地等、自然と結びついた魅力的なまち並みを創造することにより、人々の笑顔あふれる生活景観を創造するとともに、質の高い景観となるよう、調和に配慮した景観を創造し、自然と調和した魅力的なまち並みや生活環境の創造を図ります。
- 神亀山や入来麓伝統的建造物群保存地区などの歴史的・文化的景観や史跡公園について、周辺環境を保全し、歴史及び文化を感じることができるよう活用するとともに、歴史景観を観光や学習の「活かした素材」として活用を図り、伝統を伝える歴史・文化景観の保全と活用を図ります。
- 中心市街地に建設されるマンションや大規模店舗等の建築物の建設に対し、周辺の建築物や工作物の高さや色彩等と調和のとれた都市景観を創造し、バランスのとれた特色のある都市景観の創造を図ります。
- 緑豊かなまちの景観により、四季を感じることができるよう花の名所づくりや、都市公園、観光公園等の緑地と連動しながら、色彩に配慮した観光景観を創造するとともに、既存樹木をなるべく保存し、敷地内緑化を推進することにより、四季を演出し、もてなしの場となる観光景観の創造を図ります。
- まち歩きの実施や、景観アドバイザー<sup>※37</sup>などの活用による研修会などを実施する景観啓発活動を促進し、景観に対する市民意識の高揚を図り、市全体での良好な景観形成に努め、景観形成に関する啓発活動を促進します。

### ■ゾーン別の景観形成方針

- 都市文化ゾーンでは、地域の第一印象となる駅前や幹線道路にふさわしいまち並みや、商業地と住宅地が快適に共存できるまち並み景観の形成を図ります。また、川内川を中心とした河川空間においては、潤いと安らぎにある水辺景観の形成を図ります。
- 田園文化ゾーンでは、水と緑が織り成す美しい自然景観を保全するとともに、農地等の保全を図りながら、ゆとりと潤いのある田園景観の形成を図ります。また、歴史・文化を伝える周辺地区と調和した歴史的景観の形成を図ります。
- 海洋文化ゾーンでは、自然が作り出した変化に富んだ海岸線及び常緑の森林等の自然景観を保全するとともに、海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観の形成を図ります。また、中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観の形成を図ります。

---

※37 (116 ページ)

## 5 - 7 防災の方針

### ■河川流域における洪水対策や低平地部等での浸水対策

- 一級河川川内川をはじめとする本市の河川流域においては、計画的に洪水対策や水防活動の強化を図ります。
- 低平地である市街地においては、大雨や台風等の局地的な集中豪雨時の速やかな内水排除<sup>※38</sup>のため、排水処理施設の整備と長寿命化対策等の実施による適正な維持・管理を行い、浸水対策の推進を図ります。
- 防災を視野に入れた土地利用や建築基準法の規制により、災害発生の未然防止や被災時の被害軽減に努め、都市的土地利用及び各種防災事業との整合を図りつつ、水害に強い安全・安心な住環境の確保に努めます。
- 河川の治水・排水機能の確保などの基本的な都市基盤の整備に加え、適正な土地利用の誘導により、森林や農地の保水・遊水機能を確保し、浸水被害の防止に努めます。

### ■災害時の避難経路や避難場所の安全性の確保

- 大雨や台風による水害や地震、津波、火災、原子力災害など災害時における市民の安全・安心を確保するため、避難所、小・中学校や地域運動場、公園などを中心とした避難場所の安全性の確保と避難路の整備、案内誘導の充実を図ることにより、避難困難地区の解消と避難者の安全確保に努めます。
- 災害時における避難路、ライフライン<sup>※39</sup>の確保に努めるとともに、防災拠点となる公共施設等の安全性の確保とユニバーサルデザインの考え方による施設の充実を図ります。
- 緊急輸送道路の沿道の建築物及び災害時要配慮者<sup>※40</sup>等が利用する建築物のほか、一般住宅等についても、必要に応じて耐震改修の促進を図ります。
- 地域防災計画との整合を図りつつ、土砂災害特別警戒区域<sup>※41</sup>等の自然災害のおそれの高い土地からの住宅の移転を促進し住民の安全の確保に努めます。
- 防災無線や衛星電話等の情報発信手段・システムの整備充実を図り、関係機関との危機管理体制の連携強化を進め、災害時における迅速な情報発信と災害対応に努めます。
- 川内川流域の浸水想定区域や土砂災害危険箇所<sup>※42</sup>等については、ハザードマップ<sup>※43</sup>の周知による防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織<sup>※44</sup>や地域住民の自助・共助<sup>※45</sup>による避難活動など、様々な災害に備えた自主的な防災への取組みの支援を推進します。
- 街路灯や防犯灯及び防犯カメラの設置・支援を進め、夜間も安心して歩行できる道路空間の創出を図るとともに、道路線形の改良や見通しの良い公園などの公共施設整備などにより、犯罪に強いまちづくりを図ります。

※38 (124 ページ)、※39 (127 ページ)、※40 (118 ページ)、※41 (124 ページ)、※42 (124 ページ)、※43 (125 ページ)、  
※44 (119 ページ)、※45 (119 ページ)



排水ポンプ施設〈平佐ポンプ場〉(平佐町)



メイドイン薩摩川内独立電源型LED灯